

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

昭和 58 年 11 月に結婚した翌年に、「はじめて被保険者となった日」の欄に「昭和 59 年 4 月 1 日」と記載された年金手帳が A 村（現在は、B 市）から送られてきて、現在に至るまで国民年金保険料はすべて納付してきたにもかかわらず、申立期間が申請免除とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 59 年 9 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認できるとともに、申立人が所持する年金手帳により、申立人が 59 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を初めて取得していることが確認できるところ、申立人に免除申請を行った記憶は無い上、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 59 年度の免除の処理が翌年度である昭和 60 年 8 月 20 日に行われていることが確認できるなど、申立人の免除記録に不自然さがみられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦共に地区の^{ごちょう}伍長に納付していたと主張しているところ、申立人は国民年金の被保険者資格を取得した昭和 59 年 4 月以降、申立期間を除いたすべての保険料を納付していることが確認できるとともに、その夫は 58 年 11 月の結婚以降、申立期間を含めたすべての保険料を納付していることが確認できる上、申立期間当時の当該地区では、^{ごちょう}伍長が保険料を集金していたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から同年9月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和49年1月から同年3月まで
④ 昭和56年10月から58年3月まで
⑤ 昭和58年4月から60年3月まで
⑥ 昭和60年4月から61年9月まで
⑦ 昭和62年2月から同年3月まで
⑧ 昭和63年2月から同年3月まで
⑨ 平成元年2月から同年3月まで
⑩ 平成2年3月から同年4月まで

申立期間①については、20歳のころ、町の役員が来て国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も町の役員に納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

申立期間②、③、④及び⑥については、市役所から送られてきた納付書により、夫の分と一緒に市役所で納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

申立期間⑤については、免除申請を行ったが、追納のお知らせのはがきが届いたので、母親から借金をして、夫の分と一緒に市役所で納付したにもかかわらず、免除のままとされているのは納得できない。

申立期間⑦から⑩までについては、夫が退職するたびに市役所で国民年金の手続を行い、夫の分と一緒に市役所で納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間③については、3か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人及びその夫は昭和47年2月の結婚後の保険料納付の状況がほとんど同じであることから、基本的に夫婦一緒に保険料納付を行っていたと推認できるところ、申立人の夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料だけが未納となっているのは不自然である。

- 2 申立期間①については、申立人は、「20歳のころ、町の役員が来て国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も町の役員に納付していた。」と主張しているが、社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）により、申立人は昭和40年9月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②、④及び⑥から⑩までの期間については、上述のとおり、申立人及びその夫は基本的に夫婦一緒に保険料納付を行っていたと推認できるところ、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっている。

申立期間⑤については、申立人が追納したとする金額は実際に必要な金額と大幅に異なる上、一緒に追納したとするその夫についても免除のままとなっている。

また、申立期間は多数に及び、これだけの回数 of 事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間（申立期間③を除く。）の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月 12 日から 59 年 1 月 15 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を 58 年 1 月 12 日に、資格喪失日に係る記録を 59 年 1 月 15 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、58 年 1 月から同年 9 月までは 13 万 4,000 円、58 年 10 月から同年 12 月までは 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月 12 日から 59 年 1 月 15 日まで
昭和 57 年 10 月 12 日に A 社に入社し、3 か月後に正規採用となり 59 年 1 月 14 日まで販売職として勤務した。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から申立人に交付された退職証明書により、申立人は、昭和 57 年 10 月 12 日から 59 年 1 月 14 日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、当時の申立人の上司は、「入社後 3 か月の試用期間を経ると、全員が正規採用になった。」と証言している上、当時の経理事務担当者は、「3 か月の試用期間を終えた者は、全員を社会保険に加入させていた。」と証言しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人と同時期に入社した複数の元同僚は、いずれも証言した入社時期から約 3 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人についても、入社日（昭和 57 年 10 月 12 日）から 3 か月後に正規採用になり、厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月 12 日から 59 年 1 月 15 日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたとことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 10 月 12 日から 58 年 1 月 12 日までについては、当該事業所では、入社から 3 か月の試用期間は厚生年金保険被保険者資格を取得させていなかった期間であると認められ、このほか、当該期間の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間の標準報酬月額については、同時期に入社し同じ業務に従事していた同僚の記録から、昭和 58 年 1 月から同年 9 月までを 13 万 4,000 円、58 年 10 月から同年 12 月までを 14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 58 年 1 月から同年 12 月までの保険料の告知は行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から13年11月17日まで
平成13年11月17日に全喪した後の同年12月3日付けで、12年12月1日にさかのぼって標準報酬月額が50万円から9万8,000円に訂正されている。申立期間について、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年11月17日）の後の同年12月3日付けで、12年12月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、給与明細書及び源泉徴収票により、申立人は、申立期間において50万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人は、当該事業所において取締役の立場であったが、当時の事業主及び部下であった元社員は、「申立人は、取締役といっても、職務はB部長で、経理や社会保険事務については全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、自らの標準報酬月額をさかのぼって訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（昭和19年6月1日にB社C支店に名称変更）における資格喪失日に係る記録を22年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については450円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月14日から22年5月1日まで

昭和19年1月16日にA社に就職して以来、会社の変遷はあったが一度も中途退職は無く、56年3月末で定年退職するまで継続勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録では、21年12月14日から22年5月1日までの5か月間が欠落しているので、記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、A社(昭和19年6月1日にB社C支店に名称変更)は、従業員に係る厚生年金保険の適用を、22年5月1日付けでB社D支店に統合したことが確認できるところ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は21年12月14日と記録されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかしながら、当該名簿によると、B社D支店において昭和22年5月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を再取得している申立人と同職種の者を含む同僚全員の、B社C支店における資格喪失日は、22年5月1日と記録されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間に欠落がある者はいない。

また、複数の同僚は、「申立人は、申立期間及びその前後において運転手として継続して勤務しており、途中退職したことは無い。」旨を証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 21 年 11 月の社会保険事務所の記録から、450 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月1日から同年10月19日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月10日から同年10月19日まで
昭和47年1月10日から53年10月19日までA社に勤務したが、47年1月から同年9月まで厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和47年4月1日からA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票より、申立人の資格取得日前後2年間に資格取得した元同僚のうち、当該事業所の厚生年金保険新規適用日に被保険者資格を取得した者及び申立人と異なる業務担当の者を除く5名について、厚生年金保険と雇用保険の被保険者資格取得日を比較したところ、全員が、両期間がほぼ一致又は雇用保険に先立って厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、証言を得ることができた別の元同僚は、「A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日と自分の記憶する勤務開始日は一致している。」と供述していることを考え合わせると、申立期間当時、当該事業所は、従業員の厚生年金保険の被保険者資格を、雇用保険と同時又は雇用保険に先立って取得させる取扱いであったことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月 1 日から同年 10 月 19 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和 47 年に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の記録から、4 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間当時の事業主は病気療養中のため聴取することができず不明であるが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間のうち昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 47 年 1 月 10 日から同年 4 月 1 日までの期間については、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無い上、元同僚からは、申立人が当該期間において当該事業所に在籍していたことについての証言を得ることはできなかった。

また、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を既に廃棄しており、このほか、当該期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における資格喪失日に係る記録を昭和47年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月15日から同年8月1日まで
昭和31年4月から55年3月までの期間、A社のグループ会社に継続して勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の厚生年金保険の記録では、47年2月15日から同年8月1日までが空白期間となっている。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社発行の在籍証明書及び同社が「申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していた。」と認めていることから、申立人が同社に継続して勤務し（昭和47年8月1日に同社本店から関連会社であるB社に在籍出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年1月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

長野国民年金 事案 613 (事案 412 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 8 月まで

昭和 45 年の春、国民年金に任意加入した義母から、「あなたも是非加入した方がよい。」と言われ、当時住んでいた A 市ですぐに任意加入の手続を行い、近くの B 支所で国民年金保険料を納付していた。C 市に転居した 48 年 4 月から、昭和 51 年度に自治会の集金に変更するまで、送られてきた納付書により市役所で納付していた。

A 市で任意加入して以降、国民年金保険料をすべて納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納付できない。

新たな資料として、C 市役所国保年金課から送られてきた文書等を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 45 年 4 月から 49 年 8 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 20 日付けで、申立期間を除く昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官へのあっせんが行われている。

また、昭和 45 年 4 月から 49 年 8 月までの期間については、i) 申立人は、45 年の春に国民年金に任意加入したその義母から勧められて、A 市において国民年金に加入したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の義母が 45 年 4 月に 5 年年金に加入していることは確認できるものの、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が C 市において払い出されたことが確認できる上、同市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の特殊台帳 (マイクロフィルム) により、申立人が

国民年金の被保険者資格を 49 年 9 月 7 日に任意で初めて取得したことが確認でき、それ以前に A 市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間のうち、A 市に居住していた 48 年 3 月までの国民年金保険料について、同市の B 支所で納付していたと主張しているが、申立期間当時の同支所において保険料の収納事務を行っていなかったことが確認でき、保険料納付の具体的な状況が不明であること、iii) C 市の国民年金被保険者名簿の納付記録欄を見ると、49 年 8 月以前の欄には斜線が引かれており、「納付不要」の押印がされている上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無いことから、既に当委員会において年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

申立人は保険料納付を示す資料として新たに C 市役所国保年金課から送られてきたとする文書等を提出したが、当該文書は昭和 49 年 10 月 8 日に同市から申立人に発送されていることが確認できることから、当該資料は申立期間の保険料納付をうかがわせるものではなく、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 3 日から 13 年 3 月 1 日まで
平成 4 年 6 月 3 日から 13 年 2 月末まで A 社に勤務した。この間の預金通帳に記帳されている振込給与額と社会保険庁に記録されている標準報酬月額が異なっている。申立期間について、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している預金通帳によると、申立人の A 社からの給与支給額（税金、社会保険料等控除後）は、申立人が入社した平成 4 年 6 月分が 20 万 800 円で、以後、退職する 13 年 2 月まで、少ない月で 22 万円、多い月で 34 万円ほどであることが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当該事業所に入社した平成 4 年 6 月が 16 万円で取得時決定され、5 年 9 月から 18 万円、9 年 10 月から 19 万円で定時決定されているところ、事業主は、「申立人が給与手取額を多くしてほしいということなので、申立人に確認した上で社会保険料の事務手続を行った。」と回答している。

また、当該事業所が保管している平成 6 年及び 8 年から 12 年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（控）の申立人の標準報酬月額は、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が所持している平成 10 年度、11 年度及び 12 年度の市民税・県民税特別徴収税額の通知書による社会保険料控除額は、当該標準報酬月額を基に算出される 10 年度、11 年度及び 12 年度 of 社会保険料とほぼ同額であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年6月18日まで
平成3年6月に退職したA社に、9か月後の4年4月に再び入社し7年12月まで勤務した。社会保険庁の記録によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の回答及び申立人名義の預金口座に給与の振込みが確認できることから、申立人は、申立期間を含む平成4年4月から7年12月まで、当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間以前の平成3年6月30日に当該事業所を一度退職した際、同年7月1日付けで健康保険の任意継続被保険者資格を取得しており、再入社した当該事業所において、5年6月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得すると同時に、任意継続被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人は、60歳となった平成2年12月から特別支給の老齢厚生年金を受給しているが、申立期間について、申立人の預金口座に振り込まれた当該年金の金額は、申立期間以前の金額と同額であることから、当該事業所への再就職に伴う在職調整がされずに当該年金が支給されていたことが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主は、「当時は、60歳を境に、年金受給額の関係で就業に関しいろいろと要望する従業員が多かった。」と回答している上、元事務担当者は、「当時は、いつまで勤めるか分からないので社会保険の手続をしないしてほしいという従業員が多かった。」と証言していることから、当時、当該事業所では、従業員全員を一律に厚生年金保険の被保険者資格を取得さ

せるような取扱いでなかったことが推認できる。

加えて、当該事業所では、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に破棄されている上、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月から 45 年 6 月まで
② 昭和 50 年 12 月から 51 年 6 月まで

申立期間①については、A社に、申立期間②については、B社C工場に勤務した。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 44 年初冬からA社に住み込みで勤務したと主張しているが、元従業員からは、申立人が当該事業所に勤務していたとする証言を得ることができなかった上、当該事業所は、既に破産し閉鎖しており、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は廃棄されていることから、当該事業所における申立人の勤務実態は不明である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和 45 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立てに係る事業所とは別のD社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間前後の被保険者整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は確認できない上、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、申立人は、B社C工場（現在は、E社）に勤務したと主張しており、当時、当該事業所に勤務していた申立人の弟は、「工場内の生産ラインで申立人を見掛けたことがある。」と証言していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の弟以外の元従業員からは、申立人が当該事業所に勤務していたとする有力な証言が得られなかった上、事業主は、「当該事業所の労働者名簿及び賃金台帳等の書類は残存していないので、申立人のことは何も確認できない。」と回答していることから、当該事業所における申立人の勤務期間を特定することはできない。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間②を含む昭和50年6月から51年12月までの期間について、申立人は、国民年金に強制加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する健保記号番号索引簿では、申立期間前後の被保険者整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は確認できない上、このほか、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年1月1日から15年12月13日まで
平成14年1月から15年12月までの期間は35万円から50万円ぐらいの給与であったが、厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられている。納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が代表取締役会長を務めていたA社は、平成15年12月13日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、その直後の15年12月18日付けで、申立人の14年1月から15年12月までの期間に係る標準報酬月額が9万8,000円に、遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、当時、当該事業所は経営状態が悪化しており、平成15年12月に破産に至るまで、厚生年金保険料を滞納していた状況がうかがえるところ、申立人と共同して当該事業所の経営に携わっていた代表取締役社長は、「社員全員の社会保険の加入を維持するため、役員給与を下げた。申立人も承知していた。」と証言している上、申立人を含む役員全員について、申立期間の標準報酬月額が申立人と同様に、遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できることから、当該事業所の代表取締役であった申立人の同意を得ずに、社会保険事務所において標準報酬月額の改定処理がなされたとは考え難く、申立人は、自身の標準報酬月額の訂正に関与していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の訂正処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月20日から27年1月30日まで

A社を昭和26年6月13日に退職し、その後B社にC工業高校の先輩の総務部長を訪ねたところ、その日のうちに就職が決定し翌日から勤務することとなった。自分は腕に覚えがあったので最初から正社員として採用された。B社（現在は、D社）では、治工具課に勤務し、オルゴールを作るための道具の製作をしており、午前8時から午後5時まで勤務し、恒常的に残業を2時間から3時間こなしていた。給料は毎月25日に支払われ、給与明細書では社会保険料を控除されていた記憶がある。勤務場所は、古い農家の納屋で冷房も無く、夏場は上半身裸で働いた記憶もある。さらに、梅雨の時期から真夏そして冬場に通勤した記憶があるのに、厚生年金保険の記録では27年1月30日から同年3月10日となっており不自然であるので、申立期間について厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元社員の証言により、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定するまでの具体的な証言を得ることができない。

また、申立期間当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚から聴取した入社時期と、厚生年金保険の被保険者資格取得日を比較した結果、いずれの同僚も入社時期から一定期間を経過してから厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、厚生年金保険の被保険者資格の取得については、入社と同時に取得させるのではなく、一定期間経過後に取得させる取扱いであったことが考えられるところ、当該複数の同僚からは、被保険者資格を取得するまでの期間に係る厚生年金保険料を控除され

ていた事実をうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、当該事業所は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）は現存しないと説明している上、このほか、申立期間について事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年12月から34年10月まで

A市のB社に昭和32年12月から運転手として勤務した。B社は34年9月26日の伊勢湾台風により被害を受け廃業したため退社した。しかし、社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格はこの間の記録が全く無い。勤務期間中には子供の病気のため、会社からもらった保険証を使い受診しており、厚生年金保険被保険者資格もあると思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社でトラック運転手として勤務したとしており、申立期間に当該事業所が所在していたと思われる住所付近へ申立人が異動していることをC村役場が保管する帳簿により確認できることから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、B社について、当該事業所名及び類似の名称による厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、法務局が保管するB社の商業登記簿では、当該事業所は成立当時のままで閉鎖されていないものの、同登記簿に記載されている役員については、いずれもその所在が不明となっている。

さらに、申立人は社長の名前を記憶していない上、同僚の所在も不明であることから、申立人の勤務実態及び勤務期間について証言を得ることができず、このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。